2021年7月7日発行 FAX 枚数:全1枚

保険医協会FAX情報

発行:鳥取県保険医協会 No. 28 〒683-0853 米子市両三柳877-1 電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

鳥取県「コロナ禍打破特別応援金」

(事業継続支援・新規創業支援)について

鳥取県は県内中小企業など(業種不問)を対象に、今後の事業継続の支援を目的に、家賃や人件費等固定費など使途を限定せず事業全般に広く使える応援金の支給をしています。内容は以下の通りです。

【対象者】

〇事業継続支援

県内中小企業など(業種不問・個人事業者を含む) 新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種

〇新規創業支援

令和2年4月1日~令和3年5月24日までに新規創業した県内中小企業等(個人事業者を含む)

【支給額】

〇事業継続支援

売上規模に応じて、一事業者あたり 20~40万円

○新規創業支援

一事業者あたり一律10万円

売上規模(月平均)	交付額
20万円以上50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

※さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している場合、店舗数×10万円 加算

【要件】

〇事業継続支援

新型コロナウイルスの影響により、<u>令和3年1月~5月までの任意の3ヶ月</u>(連続していなくても良い)の事業収入の平均額と前年または前々年の同平均額と比較して<u>30%以上減少していること。</u>

○新規創業支援

法人設立又は個人事業の開業届出により新規創業した後、事業継続期間が3か月以上あること。

- ○事業継続・新規創業ともに以下の(1)~(3)すべての要件にも合致すること。
- (1)鳥取県内に事業所を有する県内中小企業等であること。
- (2)雇用を維持する意思があること。
- (3)新しい生活様式のガイドラインへの対応や新型コロナウイルス安心対策認証店の取得など、 新型コロナウイルス感染症からの回復後を見据えた事業継続を目指していること。

【支給申請期間】

令和3年5月31日~令和3年9月30日まで

【支給の申請方法】

以下のいずれかの方法で提出。

○郵送:〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁商工労働部商工政策課□□ナ禍打破特別応援金担当 宛

○ファクシミリ:0857-26-8114

○とっとり電子サービス: 【事業継続の事業主用】 【新規創業の事業主用】

〇メールアドレス: shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

【問い合わせ先】

○□□ナ禍打破特別応援金□ールセンター(商工労働部内)

TEL:0857-26-7971 (受付時間 8:30~17:15、土日祝も対応)

FAX:0857-26-8114

